

全国大学書写書道教育学会会則

(名称)

第1条 本会は、全国大学書写書道教育学会と称する。

(目的)

第2条 本会は、書写及び書道教育の研究の充実と発展を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究発表会の開催
2. 学会誌の発行
3. 関連する学協会・研究会・内外諸機関等との連絡及び協力
4. 調査研究
5. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、次の会員によって構成する。

1. 大学、専門学校及び大学附属学校等の教員で、書写書道教育及びその内容理論・基礎理論に関する研究にかかわる者。
2. 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の教員で、書写書道教育にかかわり、本会の目的に賛同する者。
3. 各種教育機関、行政機関等の職員として書写書道教育にかかわり本会の目的に賛同する者
4. 上記の他、本会の目的に賛同する者
5. 本会の目的に賛同し、事業を賛助する団体等(賛助会員)

(会費)

第5条 会員は毎年度、所定の方法により会費を納入するものとし、所定の期間納入しない者は、特別の事由がある場合を除き、会員資格が停止される。

(役員及びその職務)

第6条 本会に、次の役員を置く。

1. 理事長 1名
会務を統括し、本会を代表する。
2. 副理事長 1名
理事長を補佐し、理事長に事故があるときはそ

の業務を代行する。

3. 常任理事 若干名

本会の運営及び事業遂行等の会務に従事する。

4. 理事 若干名

本会の運営及び事業について審議する。

5. 監査 2名

本会の会計を監査する。

6. 学術委員 若干名

理事長の諮問に応じて学術上の会務に従事する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員の選出)

第8条

1. 理事長・副理事長、常任理事・監査の選出は、理事会で推薦し、総会の承認による。
2. 理事の選出は、北海道、東北、関東、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州の各地区の会員の互選および理事長が指名する若干名とする。

(名誉会員)

第9条 本会に顧問・名誉会長・会長・副会長を名誉会員として置くことができる。

第10条 名誉会員の選出は、理事会で推薦し、総会の承認による。

(会議)

第11条 本会は次の会議を設置し、本会の運営及び事業その他に関する事項を審議する。

1. 総会

総会は会員によって構成するものとし、理事長が招集して年1回開催する。但し、理事長が必要と認めた場合、臨時総会を開くことができる。

2. 理事会

理事会は理事長、副理事長、常任理事および理事によって構成するものとし、理事長が招集して開催する。

3. 常任理事会

常任理事会は理事長、副理事長、常任理事によって構成するものとし、理事長が召集する。

第12条 会議の議事は、出席者の過半数以上の同意によって決定し、可否同数の場合は議長が決定

する。

(組織)

第13条 目的遂行のため、事務局、研究局、企画・広報局、事業局を置き、各局に担当の常任理事を置く。

第14条 各局に、委員を置くことができる。委員の指名は、理事長による。また、理事長が必要と判断した場合、各局内に委員会を設置することができる。

(会計)

第15条 本会の経費は、入会費・会費・賛助会費・その他の収入によって支弁する。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第17条 会則の変更は、総会の議を経なければならない。

第18条 本会の運営に関する細則は、別に定める。

第19条 本会則は、昭和60年10月18日から施行する。

第20条 第8条の役員選出については、第1回目の選出に限り、会則第10条の規定にかかわらず、本会設立準備委員会の推薦により、設立総会において承認を得るものとする。

第21条

本会則は、平成3年10月24日から改正施行する。

本会則は、平成6年10月13日から改正施行する。

本会則は、平成13年11月17日から改正施行する。

本会則は、平成17年9月22日から改正施行する。

本会則は、平成21年10月25日から改正施行する。

本会則は、平成30年9月29日から改正施行する。

全国大学書写書道教育学会細則

(会員の入会及び退会)

1. 会則第4条に定めたものの入会については、事務局において扱うものとし、必要に応じて理事会に諮る。
2. 前項の入会の承認は、所定の入会申込書と、入会金及び入会年度の会費の納入による入会手続きを条件とする。
3. 会費を滞納したとき、あるいは本会の名誉を傷つけたり、事業を妨害するなどの行為があったときは、理事会の議を経て、会員の資格を停止することができる。
4. 退会については、本人の申し出により、会費を完納した上で、事務局において行うものとする。

(入会費、会費、賛助会員費等)

1. 入会費は、1,000円とする。
2. 会費は年額6,000円とする。
3. 賛助会費は、年額10,000円以上とする。
4. 名誉会員は、会費を要しないものとする。

(役員を選出)

1. 総会における役員を選出は、推薦又は投票によって行うものとする。
2. 役員は、原則として現職にある会員から選出するものとする。

(理事会)

1. 定例理事会は、毎年度定例総会の前に開催し、必要に応じて臨時理事会を開催することができる。
2. 臨時理事会は、やむを得ない場合、通信の方法によって行うことができる。

(研究発表会)

1. 研究発表会は、毎年1回以上開催する。
2. 研究発表会は、全国大学書道学会及び全日本書写書道教育研究会並びに日本教育大学協会全国書道部門会と連携を保ちつつ開催するものとする。
3. 会員の研究発表・学会誌への投稿は、その年度の学会費を納入していることを条件とする。

(学会賞・功労賞・奨励賞)

1. 会員の書写書道教育に関する顕著な業績に対

して、学会賞・功労賞・奨励賞を贈る。

2. 学会賞は、優れた著書、論文、永年にわたる研究業績、その他、特に顕著と認められる業績を対象とする。功労賞は、永年にわたる研究業績及び学会に対する長年の貢献を対象とする。奨励賞は、研究の奨励を目的として、主として該当年度の研究発表および優れた論文を対象とする。
3. 選考は、毎年度末に、理事が該当候補者を推薦し、これに基づいて理事長委任による学会賞選考委員会が選考に当たり、常任理事会に諮って決定する。
4. 表彰は、次年度総会において行い、賞状及び金一封を贈る。

1. 本細則は昭和60年10月18日から施行する。
2. 平成3年10月24日細則一部変更。
3. 平成6年10月13日細則一部追加。
4. 平成9年11月14日細則一部追加。
5. 平成11年11月29日細則一部追加。
6. 平成13年11月17日細則一部追加。
7. 平成17年9月22日細則一部追加。
8. 平成19年10月21日細則一部追加。
9. 平成21年10月25日一部修正。
10. 平成30年9月29日一部改正。